

下 関 市 告 示 第 1 2 7 号

令和 8 年（2026 年）3 月 1 6 日

地域農業経営基盤強化促進計画の案及び地域農業経営基盤強化促進計画の変更案について、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 1 9 条第 7 項の規定により公告し、下記のとおり縦覧に供する。

下 関 市 長 前 田 晋 太 郎

記

1 地域農業経営基盤強化促進計画の案を作成した地域

市内 1 5 地区

王司員光、清末阿内、清末神田川中流域、川中、勝山、安岡、吉母、六連島、菊川吉賀、菊川中山・下岡枝・田部、菊川上岡枝、豊浦町北村、豊北町大字北宇賀(国営)八城No.1,2 寺畑団地、豊北町大字神田上(国営)岡林・波原団地、豊北町大字神田上(国営)津波敷団地

2 地域農業経営基盤強化促進計画の変更案を作成した地域

市内 8 地区

吉田、内日、菊川上田部、菊川日新・檜崎、豊田豊田中、豊浦町上中、豊浦町川棚、豊北町大字神田上

3 縦覧期間

令和 8 年 3 月 1 6 日（月）から令和 8 年 3 月 3 0 日（月）まで

4 縦覧場所

下関市農業振興課、菊川総合支所建設農林課、豊田総合支所建設農林課
豊浦総合支所建設農林水産課、豊北総合支所建設農林水産課

5 意見書の提出について

各計画の案に対して意見があるときは次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 提出者

意見書を提出できる者は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の利害関係人

(2) 提出期限

令和8年3月30日（月）

(3) 提出方法

直接持参又は郵送によること